



2023年11月30日

各位

会社名 株式会社エリッツホールディングス
 代表者名 代表取締役社長 榎野 常美
 (コード番号：5533 東証スタンダード市場)
 問合せ先 専務取締役内務部長 平山 浩
 (TEL 075-253-5100)

定款変更に関するお知らせ

当社は、2023年11月30日開催の取締役会において、下記の定款変更について、2023年12月26日開催予定の第12期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

現行定款第2条(目的)について事業目的の追加を行い、併せて現行定款の誤植等の訂正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動を支配・管理すること、ならびに次の事業を営むことを目的とします。 (1)～(29) (条文省略) (新設) (新設) 2 前各号に附帯する一切の業務	(目的) 第2条 (現行通り) (1)～(29) (現行通り) (30) <u>漁業および水産養殖業</u> (31) <u>婚活サポート事業</u> 2 (現行通り)
(単元未満株主の権利制限) 第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の行使することができない。 (1)～(3) (条文省略)	(単元未満株主の権利制限) 第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の行使することができません。 (1)～(3) (現行通り)
(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなします。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではありません。 2 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める <u>取締役規程</u> によります。	(取締役会の決議の省略) 第25条 (現行通り) 2 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める <u>取締役会規則</u> によります。

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日
2023年12月26日(予定)
- (2) 定款変更の効力発生日
2023年12月26日(予定)

以上